

# 杉並区児童館等のあり方検討会設置要綱

平成18年2月 日  
杉並第75889号

(設置)

第1条 この要綱は、児童館・学童クラブをめぐる社会情勢の変化や「子ども・子育て行動計画」が策定されたことを踏まえ、児童館・学童クラブの運営等の見直しを図るため、児童館等のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置し、その運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域における児童館の役割と今後の方向に関すること。
- (2) ニーズに応じた特色のある児童館づくりに関すること。
- (3) 区民・NPO等との協働と児童館の運営方法に関すること。
- (4) 学童クラブの多様化するニーズへの対応と今後のあり方に関すること。
- (5) その他児童館及び学童クラブ運営の見直しに関すること。

(委員構成等)

第3条 検討会の委員は、別表1に掲げる者をもって組織し、区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を区長に報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、議事を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は、説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(作業部会)

第8条 検討会の検討を補佐するため、検討会の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 検討会の検討課題の整理
- (2) 検討会の議論の論点整理
- (3) 検討会報告の具体化方針の検討
- (4) その他検討会が求める事項の調査・研究等

- 3 作業部会は、別表2に掲げる職にある者及び部会長が指名する職員をもって組織する。

(ワーキングチーム)

第9条 作業部会を補佐するため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームの構成員は、部会長が指名する。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、保健福祉部児童青少年センターにおいて処理する。

2 作業部会の庶務は、ワーキングチームの構成員において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が検討会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月22日から施行する。

別表1(第3関係)

委 員	
学識経験者	2名
子ども関係NPO法人関係者	1名
主任児童委員	1名
青少年育成委員代表	1名
小学校PTA連合協議会代表	1名
学童クラブ父母会連絡会代表	1名
地域子育て支援グループ関係者	2名
保健福祉部児童担当部長	
保健福祉部児童課長	
保健福祉部児童青少年センター児童館長代表	1名

別表2(第8関係)

部会長	保健福祉部児童担当部長
副部会長	児童青少年センター所長
部会員	企画課長
	地域課長
	保健福祉部管理課長
	児童課長
	教育委員会事務局庶務課長
	教育委員会事務局学校適正配置担当課長
	職員代表 若干名